

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案要綱

第一 特定公共施設等の用に供しようとする土地に関する特例

一 附則第三条の規定にかかわらず、土壌汚染対策法の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地（土壌汚染状況調査が行われていないものに限る。）を新たに特定公共施設等（公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設であつて、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。二一及び二において同じ。）の用に供しようとする場合については、第三条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用すること。（附則第四条関係）

二一 一の場合において、新たに特定公共施設等の用に供しようとする土地が一の土地であるかどうかについては、都道府県知事が、二の届出に基づき、環境省令で定めるところにより調査しなければならないこと。

二 土壌汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならないこと。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ② 土地の所在地
 - ③ 特定公共施設等の種類
 - ④ 届出をする者以外に土地の所有者等があるときは、当該土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ⑤ その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、1の調査を行ったときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を2の届出をした者に対し通知しなければならないこと。
- （附則第五条関係）

第二 検討

政府は、第一によるもののほか、第一の一の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第七条第一項関係）

第三 その他

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(改正法附則第一条関係)

二 その他所要の規定を整備すること。